

問10

私が被害届を出した場合、
犯人に届けをしたことがバレますか。

性犯罪の被害に遭った場合、その犯人が捕まったり、警察で犯人から事情を聞いたりした時点で、あなたが警察に被害届を出したことが犯人に知られる場合があります。

しかし、警察は、犯人から事情を聞くまでは、犯人に被害届をしたことを気付かれないよう捜査をすすめます。

また、犯人を捕まえた後、あなたの身に危険が及ぶことがないよう全力で身の安全の確保に努めます。

もし、被害届をしたことで犯人があなたを脅迫したり他の危害が及ぶようなことがあれば、直ぐ、事件を担当する警察署に連絡をしてください。

こうした報復などの犯罪行為には徹底して対抗し、あなたの安全を守ります。

